

# 鳥取縣公報

昭和十七年十一月四日  
第一千三百八十一號

水曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 目次

|                                 |                               |    |
|---------------------------------|-------------------------------|----|
| ○ 告示                            | 赤煉瓦販賣價格認可                     | 一頁 |
| ● 祝電販賣價格指定                      | 祝電販賣價格指定                      | 二頁 |
| ● 纖維品價格査定委員會規程                  | 纖維品價格査定委員會規程                  | 三頁 |
| ● 牛豚正肉販賣價格指定中改正                 | 牛豚正肉販賣價格指定中改正                 | 四頁 |
| ● 料理店、飲食店ニ於ケル酒類販賣價格ニ濁酒ノ販賣價格追加指定 | 料理店、飲食店ニ於ケル酒類販賣價格ニ濁酒ノ販賣價格追加指定 | 五頁 |
| ● 合板製下駄爪掛販賣價格指定                 | 合板製下駄爪掛販賣價格指定                 | 六頁 |
| ● 畜産組合役員選任認可                    | 畜産組合役員選任認可                    | 七頁 |
| ● 繭糸調査員囑託解屬及擔當調査區變更             | 繭糸調査員囑託解屬及擔當調査區變更             | 八頁 |
| ○ 彙報                            | 電燈消費規正の心得                     | 六頁 |
| ● 麥類病虫害の防除                      | 麥類病虫害の防除                      | 九頁 |
| ● 明年度麻類増産計畫                     | 明年度麻類増産計畫                     | 二頁 |
| ● 都市部女子青年の秋期農村勸勞奉仕              | 都市部女子青年の秋期農村勸勞奉仕              | 三頁 |
| ● 其の他                           | 其の他                           | 三頁 |

## 告示

### 鳥取縣告示第七百二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年五月鳥取縣告示第三百三十號ハ之ヲ廢止ス  
昭和十七年十一月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣赤煉瓦製造販賣組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ赤煉瓦ノ製造並ニ販賣ヲ業ト爲ス者

00158

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

ノ日

(イ) 額

赤煉瓦最高販賣價格 製造業者最高 販賣業者最高

規 格 等 級 單 位 販賣價格 販賣價格  
長 厚 巾 長  
二十一 一等級 一千個 五六〇〇 六二、〇〇  
六 二等級 同 五五、〇〇 六一、〇〇  
同 三等級 同 五三、〇〇 五八、〇〇

同 本表價格ハ製造業者工場ヲ引渡場所トスル價格トス

(一) 一等級トハ色合形状良好ニシテ破損又ハ疵極メテ少ナキモノ

(二) 二等級トハ色合形状一等品ニ次グモノニシテ破損又ハ疵極メテ少ナキモノ

(三) 三等級トハ一等級、二等級以外ノモノヲ謂フ

(四) 製造業者工場以外ノ地ニ於テ引渡ヲ爲ス場合ノ價格ハ工場ヨリ當該引渡場所迄ニ要シタル運賃實費ヲ加算シタル額トス但シ一個當一錢二厘ヲ超ヘザルモノトス

内トス

實施ノ日

昭和十七年十一月四日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

(ロ) 價格等統制上必要アルトキハ本認可ヲ取消スコトアルベシ

鳥取縣告示第七百三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ鳥取縣產祝籠ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年十一月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

| 種 別 規 格 單位                   | 製造業者最高販賣價格 | 販賣業者最高販賣價格 |
|------------------------------|------------|------------|
| 鐵筋混凝土 二升焚標準 一個               | 九、八〇       | 一二、二五      |
| 同 重量十四貫                      |            |            |
| 同 三升焚同十八貫                    | 同 一一、六〇    | 一四、五〇      |
| 同 四升焚同二十貫                    | 同 一四、五〇    | 一八、〇〇      |
| 一 本表價格ハ荷造包裝ヲ爲シタルモノ、賣主店先渡價格トス |            |            |

00159

製造業者所在地町村以外ノ地ニ於ケル販賣業者販賣價格ニハ左ノ範圍ニ於テ運賃實費ノ加算ヲ爲シ得ルモノトス

- 二升焚 一個ニ付 六十錢
- 三升焚 同 八十錢
- 四升焚 同 一圓十錢

鳥取縣告示第七百四號

鳥取縣纖維品價格査定委員會規程左ノ通定ム

昭和十六年二月鳥取縣告示第三百三十號鳥取縣纖維品査定委員會規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年十一月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣纖維品價格査定委員會規程

第一條 鳥取縣纖維品價格査定委員會(以下委員會ト稱ス)ハ地方長官ノ監督ニ屬シ左ノ事務ヲ行フヲ以テ目的トス

一、價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ指定シタル額ノ何レニ該當スベキ物品ナリヤノ認定及其ノ額ノ範圍内ニ於ケル適正ナル價格ノ査定

二、前號ニ關聯スル事項

特別ノ事由アル場合ハ委員會ハ前項ノ事務ヲ他府縣ノ委員

會ニ委託シ又ハ他府縣ノ委員會ヨリ受託スルコトヲ得

第二條 委員會ハ商工大臣及地方長官ニ於テ査定事務ニ屬シタル者(以下委員ト稱ス)ヲ以テ組織ス

第三條 委員會ニ委員長一人副委員長一人ヲ置ク

委員長及副委員長ハ前條ノ委員中ヨリ地方長官之ヲ選任ス

第四條 委員長ハ會務ヲ總理ス

副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ左ノ部ヲ置ク

|              |
|--------------|
| 第一部 (織 物)    |
| 第二部 (莫大小製品)  |
| 第三部 (洋裝既製品)  |
| 第四部 (布帛製品)   |
| 第五部 (和裝既製品)  |
| 第六部 (雜 品)    |
| 第七部 (中古和洋裝品) |

第六條 部ニ部長一人ヲ置ク尙必要ニ應ジ副部長ヲ置クコトヲ得

部長及副部長ハ第二條ノ委員中ヨリ地方長官之ヲ選任ス

第七條 部長ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理ス

副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス



00162

二 擔當調査區ノ變更

|       |          |        |             |
|-------|----------|--------|-------------|
| 氏名    | 新擔當調査區   | 舊擔當調査區 | 變日          |
| 氏 名   | 新 郡市町村名  | 執務場所   | 號 番         |
| 氏 名   | 郡市町村名    | 號 番    | 年 月 日       |
| 井手野末春 | 三 米子市第一區 | 鳥取縣廳   | 一 (賀露町) 年十月 |
|       |          | 業取締所   | 米子支所        |
|       |          |        | ヲ除ク) 二十七日   |

彙 報

×× 電氣を節約しませう ××

電燈消費規正の心得

十一月一日から實施

今年の冬は昨年以上に電氣を大切に使はねばならぬ。それは毎年冬になると河川が渇水するために水に依る發電力が低下して需要に應じ切れなくなるからである。之までは石炭に依る火力發電で、水力の不足を補ふことが出来たので數年前まで電氣の節約と云ふやうなことは考へなくても済んだのである。

然るに今日、國策遂行のため軍需及び生産力擴充に必要な電力は益々増加し、加へるに石炭は入手困難となり、品質も低下し従つて火力發電に依つて需要増加に應ずることが出来なくなつた。併し軍需及び生産力擴充用電力は是非共之が供給を確保せねばならぬのであつて、そこで一般用の電氣は一段と節約して之に振向けねばならぬのである。

00163

「電力を大切にしない」が出来るだけ節約しなさい」と云つても各人の考へが違ふし、銃後の生活に極端な支障を來してはならぬので、九月二十三日逋信省告示第千三百二號を以て今冬の電氣使用限度が示されたのである。之は國家總動員法に基くものであるから、國民一人残らず此の基準を守り電氣の節約をせねばならない。

電氣の用途は電燈・電力・電熱・ラヂオ等種々あつて、それらに重要性が異り使用し得る限度も亦異なる譯である。そこで國民全体に關係のある住宅用電氣の限度に就て記すこととする。

▲ 住宅で使用してよい電氣量

本年の十月一日現在の契約燈數が十燈以下の家では、一ヶ月に二十五キロワット時まで使つてもよいが、それ以上使つてはいけない。十燈を超へる家では、一ヶ月に付き一キロワット時は余分に使つてもよいことになつてゐる。例へば十五燈ある家では一ヶ月に三十キロワット時まででは使用してもよいのである。即ちメートル電氣を使ふ家で一ヶ月間に消費してよい電力量の限度は次の如くである。

契約燈數 一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七  
一八、一九、二〇  
限 度 二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三

三三 三四 三五

▲ 限度を越へて消費した場合

萬一此の限度を越へて消費した場合には、假りに一ヶ月三十キロワット時まででは使用してもよい家が、不注意から一ヶ月の使用量が三十キロワット時を越へた場合にはどうなるかと云ふと、其の超過した電力量に對して一キロワット時に付き五十錢宛支拂はねばならぬし、又場合に依つては電氣の供給を中止せられることもあるから注意せられたい。

▲ 無暗に暗くするな

ではどうすればよいかと云ふと、電氣が足らねば電燈を暗くすればよいと云ふ者がある。勿論暗くしても差支へないところは暗くすべきであるが、讀書・裁縫等をする部屋を暗くすることは上手な處置ではないのであつて、要は使用量が所定限度以内になればよいのであるから、電氣の上手な使ひ方を工夫することが必要である。

▲ 手まめに消して明るく使へ

人のあない部屋、廊下、階段等の電燈を、假令電球は小さくても長時間點け切りにして置くと豫想以上の電氣を消費することになる。之を手まめに消燈すれば限度内で明るい電球を使ふことが

00164

出来るし、家族が夜間各部屋に分散して仕事すると云ふやり方では所定の限度を越へ勝であるから、家族は成るべく一室に集つて仕事をするのが大切である。子供は一つ室で勉強し、風呂等も一緒にやるにすることも一策である。

▲ 同じ電氣を生かして使ふ

又笠を付けなかつたり、笠はあつても平たいものでは電球がキラ／＼するだけで手許は暗いから、深目の笠を用ひて光を周圍に散らさないやうにすれば、同じ電球で二倍も三倍も明るくなり、又電氣スタンドを利用して手近に置けば相當な明るさが得られる

▲ 電氣の使用計畫を樹てよ

例へば居間、茶の間、客間、子供室、玄關と座敷が五つある家では、一室に一燈宛で五燈、其の外臺所、階段、湯殿、便所に各一燈、門燈を加へて十燈あるとすれば、一ヶ月の使用量は二十五キロワット時以内で済むやうに計畫を樹てるのである。

電球の大きさは一疊當り十ワットあれば充分であるから、入疊の部屋なら六十ワットにすればよい。使用時間は家族數、主人の歸宅時刻、就寢時刻、子供の勉強工程等に依つても違つて來るから、一ヶ月平均して各電燈を一日何時間宛點けることになつてゐるかを研究する必要がある。此の外ラヂオは一日四時間平均、電

氣アイロンは一日三十分(一ヶ月に入回)と見て之も二十五キロワット時以内にするべきである。

▲ 時々自分で檢べることに

計畫が幾ら旨くても之が實行出来ねば何にもならない。そこで一ヶ月に三回位、例へば十日目毎にメートルを自分で讀むやうにして、今日から實行する場合には正午メートルを讀んで記録して置き、十日後の正午又メートルを讀んで記録する。後に讀んだ數字から前に讀んだ數字を引いたものが十日間の使用量であるから十日間に九キロワットを使つてゐれば後の二十日を十六キロワットで済ますやうに工夫するのである。

▲ 電氣の特配

中等學校以上の學生があつて、勉強のため消費限度では足りないとか、又お産や不幸があつて電燈を澤山要するときには、隣組長と町會長の證明を持つて電燈會社に申込み、一定の基準で特配を受けることが出来る。詳細は電燈會社へ相談せられたい。

▲ 實施 期間

實際制限を受けるのは十一月からであるが、十一月は萬一所定の限度を越へても超過分に對して高い料金を支拂はなくてもよい併し十二月からは支拂はねばならぬから、此の十一月の猶豫期間

00165

中に電氣の使ひ方をよく練習し、そして皆が國家のために電力を生産方面に振向けねばならない。

▲ 定額の家でも無駄を省け

メートルでない定額の家では此の前の冬と同様の制限を受ける即ち昭和十五年二月九日現在の取付容量が四百ワット又は三百二十燭光を越へるものは、其の百分の八十までは使つてもよいが、若しこれに達しない場合は右の限度までは點けてもよいことになつてゐる。併し深夜不用のものは消燈するやうにして極力電力節約に努めるやうにせられたい。

麥類の増産を確保せよ

— 増産は病害虫の防除から —

麥類の病害には黒穗病・斑葉病・萎縮病・菌核病・銹病及び白澁病害虫では切蛆・蚜虫等があり、各々發生の時期や被害の程度は異なるが之を放任して置けば收穫に甚大なる影響を及ぼすことになるから麥類増産の緊急なる今日、之等病害虫の防除を圖るは最も肝要なことである。

依つて今此處に種子の消毒及び防除方法を記すこととするから

各農家に於ては次の方法に基いて増産の確保に邁進せられるやう切望する次第である。

◇ 種子の消毒

種子に依つて傳染する麥の主なる病害は大体

- 大麥裸麥稈黑穗病 病菌が種子の内部に侵入寄生する
- 小麥裸黑穗病
- 小麥 腥黑穗病
- 大麥裸麥堅黑穗病 外部に附着寄生する
- 大麥裸麥斑葉病

の五種類であるが、之等は種子の消毒を行へば豫防し得るのみならず、麥の發芽を促進し生育も良くなるから播種前に必ず施行すること。

◇ 消毒の方法

- 一、冷水温湯浸法
- イ、種子を冷水に六、七時間浸漬すること
- ロ、引上げて水を切り、攝氏五十度の温湯に約一分浸して種子を温めること
- ハ、時間が來たら引上げて冷水で冷却し、陰乾するか直に播種すること

00166

二、風呂湯浸法

イ、入浴後の風呂湯を攝氏四十六度位に調整し、之に種子を六時間乃至十時間浸漬すること

ロ、風呂の温度は熱好きの人で攝氏四十五六度である

ハ、湯量は三、四斗とし、五、六斗を袋に入れて浸漬すること

ニ、引上げた種子は陰乾するか直に播種すること

ホ、引上げた種子を一、二日土間に置き、催芽せしめて播けば發芽を促進し増收上有効である

注意 (一) 残火に依り温度が上昇せぬやう籠の火を完全に消すこと。

(二) 種子が釜に觸れると燦ることがあるから注意すること。

(三) 温度が高すぎると發芽を害することがあり、又低過ぎると消毒の効果が劣るから温度の調節を圖ること。

三、ウスブルン消毒法

イ、ウスブルン五匁を水一斗に溶かして之に種子を二時間浸漬

し、引上げて風乾の上播種すること

ロ、消毒した種子は水洗しなくてもよい

四、硫酸銅液浸法

イ、硫酸銅二十匁を水一斗に溶かして三時間位浸漬し、引上げ

てよく水洗し風乾するか直に播種すること

ロ、水洗ひの代りに石灰乳に浸して中和してもよい

ハ、水洗ひが不十分であつたり、中和が不完全な場合は發芽を害することがある

五、藥劑と温湯の二重消毒法

イ、完全消毒を行ふため二重消毒を行へば一層有効である

ロ、ウスブルン消毒を先に行ひ、後風呂湯浸法を行へばよい

◆ 菌核病 防除

イ、陰濕な地は極力排水し得るやう畦作すること

ロ、極端な早播を避け秋期の徒長を防ぐこと

ハ、根雪前に藥劑を撒布すること。即ち四斗式乃至六斗式石灰

ポルドウ液又は銅製劑十五匁を水一斗に溶かし、反當六一八斗を噴霧器か如露で根雪二、三週間前に一回、根雪十日位前に第二回目を行ふのである

◆ 銹病及白澁病の防除

イ、播種は余り遅くならぬやうにすること

ロ、厚播にならぬやうにすること

ハ、施肥に注意し、殊に追肥は遅れぬやうにすること

00157

ニ、石灰硫黄合劑ボーメ比重〇・四一〇、五度液を反當二石乃至一石五斗を四月下旬から五月下旬に二・三回撒布する事

◆ 切蛆 (シウガメ、ドロムシ) の防除

前年發生被害のあつた地方は特に警戒して次の處置を講ずること

イ、發生の有無を調査し、發生地は稻刈後ナフタリン石鹼液(ナ

フタリン四〇―六〇匁、石鹼二〇匁、水一斗)又はクレオリン六〇―七〇倍液を一坪當一升の割合で撒布して驅除した後耕起すること

ロ、發生地帯には石灰窒素を反當六貫位耕起前に撒布するがよい。石灰窒素が少い場合は畦作後畦上に撒布し播種すること

ハ、播種後被害状況を注意し、發生の場合はナフタリン石鹼液を撒布して幼虫を捕殺し、被害ヶ所には追播又は補植すること

ニ、補植用苗を準備すること

明年度麻類増産計畫

時局の進展に伴ひ麻類の需給は愈々窮迫の傾向にあつて、軍需

資材の供給確保並に漁網其の他必須民需の充足を圖ることは刻下の急務である爲、本縣では政府の方針に順應して昭和十八年度に於て引續き麻増産上各種の施設を講じて一層これが増産を圖ることになり、過日その増産に關する各都市別割當を行つたが右本縣増産計畫數量は次の記りである。

| 種類 | 基準面積 | 新規増産面積 | 計(昭和十八年度作付面積) | 生産目標數量  |
|----|------|--------|---------------|---------|
| 苧麻 | 五四四反 | 四〇〇反   | 九四四反          | 一〇、五六〇貫 |
| 大麻 | 一三六七 | 三〇〇    | 一六六七          | 一六、六七〇  |
| 黄麻 | 五八六  | —      | 五八六           | 二九、三〇〇  |

麻類増産獎勵施設についてはまだ農林省からの割當が無い爲、今のところ不明であるが十七年度分と大差ないものと考へて居る尙、苧麻剥皮用石油の配給については、一般農林用燈油輕油の内に包含せしめて配給してゐるのであるが、苧麻の剥皮上適期に必要な石油を提供することは極めて緊要であるから、一般農林用の不足分を特に陸海軍から苧麻剥皮用として特配することになり、過日海軍より燈油二キロリットル(百十一罐)の特別配給を受けたので、既に關係町村産業組合を経て配給を終つたのであるが、今後の特配については期待しがたいから承知して置いて貰ひたい。

00168

# 都市部女子青年團の

## 秋期農村勤勞奉仕

### ―共同炊事・共同保育に―

稻刈に麥蒔に、今や農村は秋期農繁の最盛期となつたので、鳥取縣青少年團ではこの農繁期に當り、刻下喫緊の要務たる國民食糧の増産と明朗なる社會生活の建設に協力し、勤勞奉仕を通じて皇國女子青年たる教養を高め、併せてその使命の遂行に邁進する爲、都市部女子青年團から奉仕班を組織して農村の共同炊事及び共同保育所に派遣することとなつた。奉仕期間は成るべく共同炊事及び共同保育所開設の頭初より終了までの全期間を理想とするのであるけれども、長期に亘る場合は最盛期だけ、或は交替制として一班七日乃至十日とし、派遣の員數は共同炊事三名、共同保育所三名、兩施設を合したものに對しては六名を基準として編制する筈である。

従つて奉仕班請入希望の處では部落農業團體を通じて町村農會に申出でられたのであつて、町村農會でまとめて手續をする筈である。但し奉仕班員は十七歳より二十五歳に至る都市部女子青年で、農村並に農業に關する認識も淺いわけであるから、奉仕班

に於ても班長を定めて種々豫備訓練を行ひ、其の他留意してゐるのであるけれども、請入側に於ても實務責任者を決定して奉仕班員と共に其の衝に當り、且つ宿舍・餐室等充分の配慮をなし、宿舍は部落有志者の住宅に合宿の手配をするとか、若し學校會館等を利用する場合は管理責任者は班員と起居を共にするとかそれ等適當なる措置をとられたく、尙期間中は奉仕班員と地元女子青年團員及び地元部落民との座談會を行ひ、又は共同奉仕・共同生活等により交驪して相互の意志疏通を圖ることが肝要であらう。

奉仕者の旅費、奉仕期間中の食事、宿舎に要する一切の費用等は豫め共同炊事・共同保育所開設の經費中に計上し、請入關係團體でもこれが助成を考慮するやう計畫されたいものである。

### ◎ 行旅死亡人

標記ノ件ニ關シ北海道雨龍郡深川町長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ直接同町長宛照會相成度

一、本籍、自稱大阪此花區四貫島旭町三丁目 當五十歳

一、氏名、佐野 寅吉

一、職業、土工

一、人相、身長五尺三寸、體格普通、特徴ナシ

一、著衣、印半天着、茶色コイル天乘馬ズボン地下足袋、國防色ゲートル、タオル一本、ルンペン帽

一、取扱者、雨龍郡深川町長

右ハ昭和十七年四月二十九日午前十一時頃深川町字仲町九丁目吉本病院待合室ニ於テ行旅病人トシテ發見同時深川警察署長ヨリ引渡ヲ受ケ保護中同月三十日死亡ニ因リ當町共同墓地ニ假埋葬ス

昭和十七年十一月四日印刷  
昭和十七年十一月四日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所